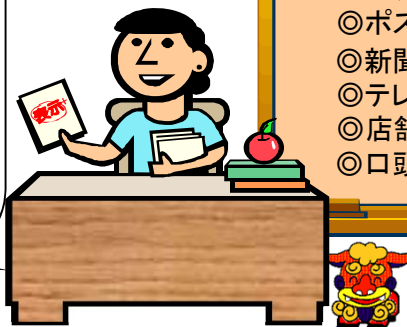


原産国表示 知っていますか？

について…

景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法〔昭和37年法律第134号〕）は公正な競争を確保し、消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境をつくるために、不当な表示や過大な景品類の提供を厳しく規制しています。



「表示」とは？

事業者が商品・サービスを販売するために行う広告や表示のこと

- ◎チラシ ◎パンフレット
- ◎ポスターや看板
- ◎新聞や雑誌に掲載された広告
- ◎テレビCM ◎ウェブサイト
- ◎店舗内のポップ
- ◎口頭での商品説明 など

景品表示法では「商品の原産国に関する不当な表示」を禁止しています。

（昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号）

これは、原産国を表示することそれ自体を義務付けるものではありませんが、一般消費者が原産国を判別することが困難であると認められる一定の表示を不当表示に該当するものとして禁止しています。

例えば…

A国製の商品に、「OKINAWA」「沖縄」「琉球」等と表示することにより、消費者がその商品の原産国がA国であるということが認識できない場合

不当表示

となる恐れがあります。

原産国がA国であると**明瞭に**表示する必要があります。



沖縄県環境生活部県民生活課
TEL : 098-866-2187

